

ベトナム法務アップデート（2026年2月号）

アジアニュースレター

2026年3月12日号

執筆者:

[廣澤 太郎](#)

t.hirosawa@nishimura.com

[ファン・ティン・フォン](#)

p.t.huong@nishimura.com

[田中 栄里花](#)

※ベトナム外国弁護士登録名：北田栄里花

e.tanaka@nishimura.com

[グエン・ティ・タン・フォン](#)

n.t.t.huong@nishimura.com

[グエン・トゥアン・アン](#)

n.t.anh@nishimura.com

1. はじめに

2026年は、ベトナムの法制度と外国投資環境において重要なパラダイムシフトが生じる年になると思われます。最大の潮流として、従来の「事前の許認可・手続偏重主義」から「事後監督型・自己責任を伴う市場主導型ガバナンス」へと、レギュレーションの基本思想が変化しているようです。マクロ経済面では、2025年9月末時点でのベトナムに対する外国直接投資総額は285億4000万米ドルを超え、前年同期比で15.2%の大幅な増加を記録しました。法務面でも、新投資法等、日本企業の実務に影響すると考えられる重要な法令が次々と施行されています。本号では、これらの重要法令の改正点及び実務への影響を解説いたします。

2. 2025年改正投資法（2026年3月施行）による外国投資規制の緩和

2026年3月1日に施行された改正投資法は、外国投資家の投資環境を改善する内容を多く含んでいます。以下で、特に重要な点を説明します。なお、手続の詳細を記載した政令等のガイドラインはまだ明らかになっていないため、実務運用の動向には引き続き注視が必要です。

(1) ERC（企業登録証明書）の先行取得

従来、外国投資家がベトナムで事業を行う場合には、投資登録証明書（IRC）と企業登録証明書（ERC）の双方を取得したうえで法人を設立する必要があり、実務上はIRCの取得が先行要件とされていました。今回の改正により、IRCの申請・取得に先立ってERCを取得し、法人を設立することが認められることとなりました。

実務への影響としては、例えば、早期に法人が設立されることで、オフィスの賃貸借契約の締結や銀行口座開設を、従来よりも早い段階で現地法人名義で行うことが可能となります。これにより、事業開始前の準備手続をスムーズに進めることが期待できます。また、設立準備費用を現地法人名義で直接VATインボイスとして受領し、正規の会計帳簿に計上できるという実務上のメリットも想定されます。

(2) 「グリーンレーン（特別ファストトラック）」制度

改正投資法においては、いわゆる「グリーンレーン（特別ファストトラック）」制度が新たに導入されました。当該制度は、経済特区やハイテクパーク等の特定地域に所在する優良な FDI（外国直接投資）プロジェクトを対象に、行政手続を簡素化することを目的とするものです。対象プロジェクトについては、投資方針決定の手続や、環境影響評価・建設許可などの行政手続の多くが免除又は簡略化されます。

(3) 「条件付投資・事業分野」の削減

今回の改正では、外資規制の対象となる「条件付投資・事業分野」から約 38 分野が削減され、これまで規制の影響を受けてきた多様なサービス分野において、外国投資家の参入障壁が大きく引き下げられました。「条件付投資・事業分野」とは、外国投資家が当該分野で事業を行うにあたり、一般的な法人設立手続に加えて、事業ごとに所管当局の事前審査ないし許認可（いわゆるサブライセンス等）を要する分野を指します。今回の改正は、この条件付投資リストを抜本的に見直すものです。

条件付リストから削除された主な分野：今回の改正により、特に以下の分野が条件付投資リストから除外されました。

- **物流・貿易・通関関連**：通関手続サービス、商業鑑定サービス、特定の物品（特別消費税対象品、冷凍食品、中古品など）の一時輸入・再輸出ビジネス、複合一貫輸送サービス
- **IT・データ関連**：データセンターサービス、土地情報システム用の IT インフラ構築・ソフトウェア開発、土地データベース構築サービス
- **建設・不動産関連**：建築サービス、建設投資コスト管理サービス、外国人請負業者による建設活動、マンションの管理・運営サービス
- **専門サービス・人材関連**：税務手続サービス、保険補助サービス、雇用及び労働者派遣サービス、海外留学コンサルティングサービス
- **その他各種サービス**：自動車の保証及び保守サービス、造船・船舶修理サービス、記録保管（アーカイブ）サービス、美容整形サービス、動物検疫サービス、計測器の校正・試験・検証サービス、芸術公演・ファッションショー・美人コンテスト及びモデルコンテストの企画・運営サービスなど

これらの分野が条件付投資リストから除外された実務上の影響は、主に以下の 2 点に整理することができます。

① 従来の「ライセンス・ファースト（事前承認制）」からの脱却

これまで「条件付投資・事業分野」に指定されていた事業を行う場合、企業は基本的な法人設立手続（ERC や IRC の取得）を済ませるだけでなく、その事業を所管する省庁から個別の「サブライセンス」や「事業適格証明書」を事前に取得しなければ、適法に営業活動（サービスの提供や売上の計上など）を開始できませんでした。このような「ライセンス・ファースト（事前承認制）」の枠組みの下では、手続に長期間を要することが多く、企業にとっては市場参入の遅れやコンプライアンスコストの増大という実務上の大きな課題となっていました。今回の改正により、一定の分野が「条件付投資・事業分野」から除外された結果、事業開始の前提として個別ライセンスを取得する必要がなくなり、これらの

課題は制度上解消されることとなりました。すなわち、当該分野については、法人設立手続が完了し次第、待機期間なく事業を開始することが可能となり、従来の事前承認制に伴う時間的・実務的な負担が大幅に軽減されることが期待されます。

② 「事後監督（ポストインスペクション）」メカニズムの導入

従来の事前許認可制度が見直され、「事後監督（ポストインスペクション）」を基本とする規制モデルが導入されました。これは事業開始前に個別の許認可を取得させるのではなく、事業開始後に法令遵守状況を確認することで市場を管理する仕組みです。具体的には、各事業が遵守すべき技術基準やビジネス要件が、ベトナム政府から公表される予定です。企業は、これらの基準を十分に理解したうえで、自らの責任において基準を満たす形で事業を開始・運営することが求められます。このような規制モデルの転換により、特にスピードが重要となるスタートアップ企業や、新規参入を図る外資系企業にとって、市場参入のハードル及び初期コストが大幅に引き下げられるという実務上のメリットが期待されます。

3. 政治局決議 79 号及び政令 20 号による民間部門・イノベーションへの大規模な支援

2026 年 1 月から 2 月にかけて、ベトナム指導部は国家の経済構造そのものを再設計する一連の政策決定を行いました。その中核となるのが、国有企業（SOE）の戦略的再編に関する政治局決議 79 号（Resolution 79）と、民間経済の発展を支援する特別メカニズムを定めた国会決議 198 号及び政府決議 139 号です。そして、これらの方針を具体的に実行に移すための施行令として政令 20 号（Decree 20/2026/ND-CP）が制定されました。

(1) 決議 79 号が示唆する国有企業の「撤退と集中」

1 月 6 日に発出された政治局決議 79 号は、2045 年までの長期ビジョンにおいて、国有企業が国家経済の中で果たす役割を再定義しました。同決議は、国有企業に対し、国際基準に則ったコーポレートガバナンスの確立と、行政命令ではなく市場原理に基づいた効率的な運営を求めています。現在、ベトナムの GDP の約 29%を占める国有企業は、依然として総資産や市場シェアで圧倒的な優位性を保っています。もっとも、この決議が示す重要な含意としては、国有企業が真に戦略的・国家安全保障に関わる分野（高度インフラ、防衛、基幹産業等）に経営資源を集中させる一方で、非効率又は非戦略的な分野からは計画的に撤退し、そこに生じる経済的スペースを民間部門や外国資本に開放するという、明確な意思表示が読み取れる点にあります。

実際、同決議は官民連携（PPP）の拡大や社会資源の動員によるインフラ開発・公共サービス提供を強く推奨しています。日本企業にとっては、国有企業の民営化（株式化）プロセスへの戦略的投資や、これまで国有企業が独占していたセクターへの新規参入の機会が拡大することが期待されます。

(2) 政令 20 号がもたらす革新的な税制優遇とエコシステム支援

国有企業の再編によって生じたスペースを埋め、民間部門を国家経済の主たる推進力として育成するため、政令 20 号は、大きな税制上のインセンティブを導入しました。これらのインセンティブは、以下のとおり、

イノベーション、研究開発（R&D）、スタートアップエコシステムの構築に焦点を当てています。

支援対象領域	政令 20 号に基づく主要なインセンティブ	企業への影響
法人税（CIT）の完全免税	<p>新規設立の中小企業：最初の ERC 発行日から 3 年間の完全免税</p> <p>革新的スタートアップ、革新的スタートアップ投資ファンド運営会社及びその他の特別な組織：2 年間の完全免税、その後の 4 年間は CIT を 50%減額</p>	<p>従来の中小企業向け税率（15%等）から大幅な優遇。ただし、M&A や会社分割、法的形態の変換によって新設された中小企業は、租税回避防止の観点から適用除外となる。</p> <p>革新的スタートアップ、革新的スタートアップ投資ファンド運営会社及びその他の特別な組織の場合は所得を区分経理する必要がある。</p>
研究開発（R&D）の強力な促進	<p>適格な R&D 活動のために支出された実費について、法人税計算上 200%の特別控除を認める。</p> <p>課税所得の最大 20%を「科学技術イノベーションデジタル変革基金」へ非課税で拠出可能（従来基準の 2 倍）。</p>	<p>外資の製造業において、ベトナムを単なる「安価な組立拠点」から、付加価値の高い「グローバル R&D ハブ・設計拠点」へ格上げするための極めて強力な財務的動機付けとなり得る。</p>
個人所得税（PIT）の免除	<p>スタートアップの株式譲渡：革新的スタートアップ企業の資本持分や株式を譲渡して得た個人のキャピタルゲインに対する PIT を免除（上場企業への譲渡は除く）</p> <p>高度人材：革新的スタートアップや R&D センターで働く専門家・科学者の給与・報酬に対する PIT を最初の 2 年間免除、その後 4 年間は 50%減額</p>	<p>ベンチャーキャピタル（VC）やエンジェル投資家のイグジット環境が飛躍的に改善された。これにより、従来タックスヘイブンを經由していた投資ストラクチャーを、ベトナム国内での直接保有に見直す動きが加速することが期待される。</p> <p>優秀な外国人エンジニアの誘致コストも低減され得る。</p>
事業インフラと土地へのアクセス	<p>ハイテク企業、中小企業、革新的スタートアップに対し、工業団地や技術インキュベーター等の対象施設における土地賃貸料を最初の 5 年間 30%減額</p>	<p>初期投資負担の直接的な軽減。公共の不動産管理組織を通じた施設リースの支援も行われ得る。</p>
管理能力・DX 支援	<p>国家予算により、中小企業や零細企業向けに電子インボイスやデジタル署名と互換性のある会計ソフトなどのデジタルプラットフォームを無償提供</p> <p>経営管理、会計、税務、人事に関する研修費用を国が 100%全額負担</p>	<p>サプライチェーンの末端に位置するローカル企業のガバナンスや会計水準が底上げされ、日系企業が現地調達を行う際のコンプライアンスリスク（不正経理や脱税への連座リスク）が低減され得る。</p>

なお、これらのインセンティブを活用するためには、対象となる技術分野の適格性要件を厳密に満たす必要

があります。そのため、各分野の専門家と連携して、設立当初から適切な事業目的の登記と社内規定（基金の運用ルール等）の整備を行うことが重要です。

4. データプライバシー及びサイバーセキュリティ法制の厳格化

(1) 新「個人情報保護法（PDPL）」の施行と巨額の制裁金リスク

前月号でも取り上げたとおり、2023年7月から施行されていた「個人情報保護に関する政令（Decree 13/2023/ND-CP）」は、2025年6月26日に国会で可決された新たな「個人情報保護法（Personal Data Protection Law: PDPL）」として格上げされ、2026年1月1日より施行されました。PDPLの所管官庁は公安省（MPS）ですが、情報通信省（MIC）も関与します。

PDPLは、データ主体の権利（AIとの対話に関する知る権利等も含まれます）、データ管理者及び処理者の義務、個人情報の売買制限、マーケティング活動への制限、及び越境データ移転（Cross-border data transfers）に関して厳格な要件を包括的に定めていますが、これに加えて、法執行のエンフォースメントが強化されている点に留意が必要です。新法施行前の2025年上半年期だけでも、ベトナム当局は1億1000万件以上の個人情報記録を巻き込む56件もの違法なデータ取引ビジネスを摘発したとの情報もあります。さらに、データ侵害やコンプライアンス違反を引き起こした企業に対するペナルティは、違反の性質によっては「前年の総売上高の最大5%」という、EUのGDPR（一般データ保護規則）に匹敵する巨額の制裁金が課され得る法的枠組みとなっています。

旧法下で作成されたデータ保護影響評価（DPIA）が2026年1月1日以降に更新される場合、PDPLの基準を完全に満たすことが求められます。特にB to Cビジネスを展開する企業や、数千人規模の工場従業員の個人情報を親会社と共有している製造業は、プライバシーポリシーの表面的な改定にとどまらず、データマッピングの再実施、同意取得プロセスの厳格化、及びインシデント対応計画の策定を早期に進めることが推奨されます。

(2) サイバーセキュリティとデータローカライゼーション

PDPLと並行して、2018年に制定されたサイバーセキュリティ法（Law No. 24/2018/QH14）及びその細則を定めた政令 53/2022/ND-CP に基づく規制も強化されています。この規制強化には、特定の電気通信事業者やインターネットサービスプロバイダー等に対する、ユーザーデータの国内保存義務（データローカライゼーション）やベトナム国内での拠点設置義務が含まれます。さらに、2026年7月1日からは新たなサイバーセキュリティ法の施行が予定されており、重要情報システムに対するセキュリティ基準の厳格化や、禁止コンテンツの取り締まり強化が導入される見込みです。

(3) 電子商取引（Eコマース）分野におけるプラットフォーム事業者の責任

新電子商取引法（2026年7月1日施行予定）は、ベトナム国内で活動する外資系Eコマースプラットフォーム事業者に対し、以下の規制を定めています。

- **オンライン注文機能を有する場合**：販売向け E コマースプラットフォームを運営・管理する事業者は、ベトナム国内に「権限を付与された法人 (Authorised Entity) 」を設立し、指定する義務を負う。
- **オンライン注文機能を有さない場合**：仲介プラットフォームや SNS 上の E コマースプラットフォーム (ライブコマース等) を運営する事業者は、「権限を付与された代表者 (Authorised Representative) 」を指定する義務を負う。

加えて、2026 年 1 月 23 日に施行された政令 37/2026/ND-CP により、プラットフォーム事業者は、出品されるすべての商品に関して、完全なラベル情報 (販売者情報を含む) を表示する責任を負い、消費者からのフィードバックを含む事業運営データを最低 5 年間保存する義務が課されています。

5. グローバル・サプライチェーンにおける ESG コンプライアンス

欧米市場を中心とする ESG (環境・社会・ガバナンス) 法制の波は、もはや域内の規制にとどまらず、ベトナムを重要な生産拠点と位置づける日本企業のグローバル・サプライチェーン管理に直接的な影響を及ぼす段階に入っています。

(1) サプライチェーン・デューデリジェンス指令 (CSDDD 等)

欧州連合 (EU) の「企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令 (CSDDD) 」や、ドイツの「サプライチェーン・デューデリジェンス法 (SCDDA) 」は、対象となる大企業に対し、自社のみならずグローバルなサプライチェーン全域 (上流から下流まで) にわたる人権侵害 (児童労働、強制労働、安全衛生の欠如等) や環境破壊のリスクを特定、防止、及び是正することを法的に義務付けています。

これらの規制は域外適用されるため、EU 企業のみならず、EU 企業を最終顧客とする日本企業、その日本企業に部品やサービスを供給するベトナム国内サプライヤーにも影響が及びます。実務上、ベトナム企業は発注元から、高度な ESG コンプライアンス体制を有していることの証明を求められるようになってきました。例えば、再生可能エネルギープロジェクトや電気自動車 (EV) 関連製品においては、原材料の採掘元にまで遡るトレーサビリティや、サプライチェーン全体の温室効果ガス (GHG) 排出量の算定が契約上の必須条件となりつつあります。

このような要請に応えるための内部体制 (労働環境基準の遵守や環境保護法の徹底) を構築できないベトナム企業は、価格や品質といった従来の競争要素以前に、グローバルサプライチェーンへの参画が難しくなる可能性があります。

(2) 炭素市場と電力供給の安定化

ESG 要請の高まりにあわせて、ベトナム国内の環境規制も高度化しています。2026 年 1 月より施行された新化学物質法 (Law No. 69/2025/QH15) は、従来の法律を部分的に修正したのではなく、化学物質管理の規制枠組み全体を抜本的に改訂するものです。

- **「製品含有化学物質」への規制拡大**：新法の最大の特徴は、規制対象が化学品そのものにとどまらず、

「製品に含まれる有害化学物質（Hazardous chemicals in products and goods）」にまで拡大された点にあります。すなわち、規制は「化学原料の販売・輸入」だけでなく、電子部品、機械部品消費財・工業製品等の製品中にも含まれる化学物質にも直接及ぶこととなります。製造業者及び輸入業者は、原材料の調達から生産、最終製品の出荷に至るまで、化学物質の含有量・濃度を監視・管理し、製造ロットごとに国家化学物質データベースを通じて申告・報告する義務を負います。

- **GHS の全面的な義務化**：国連の「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）」について、改訂第 2 版以降の基準が、単なる参考基準ではなく、法的拘束力を持つルールとして全面的に導入されました。これにより、化学品を取り扱う事業者は、安全データシート（SDS）の作成、製品ラベルの表示、輸入申告といったすべての場面において、厳格に GHS に準拠することが求められます。
- **市場アクセス要件**：ベトナム国家化学物質インベントリに記載のない物質は「新規化学物質」と扱われます。この場合、市場投入前に厳格な技術評価と所管当局への事前登録・承認が義務付けられます。

化学品、電子部品、自動車部品、繊維、日用品などを日本からベトナムへ輸出する企業、あるいはベトナムで製造を行う企業にとって、新法への対応は必須となります。税関の現場では、GHS の誤分類、SDS の不備、輸入申告の欠落などによる貨物の差し止めや通関拒否が頻発しており、これが生産ラインの停止（オペレーショナル・ディスラプション）という甚大な損害を引き起こす可能性があるため、留意が必要です。

6. 不動産・建設分野におけるデータ駆動型ガバナンスへの移行

ベトナムの不動産セクターは長年、情報の非対称性、権利関係の不透明性、及び煩雑で時間のかかる行政手続といった構造的な課題を抱えてきました。しかし、2026 年に施行される一連の法令により、不動産情報をデータとして一元管理し、透明性と効率性を高める方向へと大きく移行しているように見受けられます。

(1) すべての不動産に対する「電子識別コード」の付与（政令 357/2025）

2026 年 3 月 1 日より施行される政令 357/2025/ND-CP に基づき、ベトナム国内のすべての住宅及び不動産資産（アパート、戸建て、建設プロジェクト内の特定区画・フロアなど）に対して、固有の「電子識別コード（Digital ID Codes）」が付与されます。

- **コードの構造**：最大 40 文字の英数字から構成され、土地の区画 ID、プロジェクト/建設コード、位置情報コード、及び不動産の種類等に基づいてシステムが自動的に生成する。
- **ライフサイクル全体で一貫使用**：このコードは、当該不動産のライフサイクル全体（売買による所有権移転、賃貸借、抵当権の設定・抹消など）を通じて共通の識別子として使われ続けます。
- **国家データベースでの一元管理**：コード及び不動産情報は、建設省が中央集権的に運用する国家データベースに登録される。公証人、銀行、及び取引当事者は、この公式デジタルチャネルを通じて権利関係やプロジェクトの進捗（総投資額、土地利用規模など）を迅速に確認できるようになる。

日本企業（不動産デベロッパー、ファンド、金融機関）がベトナムで不動産 M&A やプロジェクトファイナンスを実施する際、従来は二重譲渡リスクの排除やタイトルサーチ（権利関係の調査）に膨大な法務費用と時間を費やしていましたが、この電子識別コードの導入により、デューデリジェンスの精度とスピードが向上することが期待されます。

(2) 2025 年建設法による「事前承認」から「事後監督」への転換

2026 年 1 月から施行された 2025 年建設法は、建設分野のガバナンスの考え方を大きく転換しています。従来の 2014 年建設法は、国家機関による事前の評価と認可が重視されており、これがプロジェクト遅延の要因となっていました。

新法では、「事前の行政承認」から「事後監督 (Post-supervision)」へとアプローチを変更したように考えられます。例えば、国家機関が実施する設計評価の範囲が大幅に縮小され、国家機関が行う設計審査は、公共の安全に重大な影響を与える大規模プロジェクト等にものみ限定されました。また、デベロッパーはプロジェクトの遂行に対して、コンサルタントは専門的能力に対して、請負業者は実際の施工に対して、それぞれ明確な法的説明責任 (Accountability) を負う体制となります。さらに、規制緩和の一環として、7 階建て未満の住宅については建設許可が免除され、庭園用地から住宅用地への転用時の支払い義務が 30% に軽減されるなど、小規模な不動産開発の流動性向上策も導入されています。

7. 労務関連のアップデート (2026 年 2 月施行分)

2026 年 2 月に、以下のような法令改正が施行されました。これにあわせて、企業の法務部門及び人事・経理部門は、社内規定やシステムをアップデートする必要があると思われます。

- **新たな公休日「ベトナム文化の日」の制定**：2026 年 1 月に発出された政治局決議 (Resolution 80-NQ/TW) に基づき、毎年 **11 月 24 日** が「ベトナム文化の日 (Vietnam Culture Day)」として正式な公休日に指定されました。企業の HR 部門は、2026 年の年間営業カレンダー、工場等の稼働シフト、及び給与計算システム (休日割増賃金の設定等) の見直しが求められます。
- **社会保険・健康保険の完全電子化 (通達 09/2026/TT-BTC)**：2026 年 2 月 3 日より、財務省通達 09 号が施行されました。これにより、国民保険データベースから生成される「電子社会保険 (SI) 手帳」及び「電子健康保険 (HI) カード」が、従来の紙の書類と完全に同等の法的効力を持つものとして正式に運用開始されました。医療機関や関係当局が、電子版が提示されているにもかかわらず紙の保険証を要求することは明確に禁じられており、企業側の人事労務管理の大幅なペーパーレス化が進むと同時に、名義貸し等の不正リスクの対処策になります。

8. 労働力移動と人材育成プログラム

日越関係の根幹を支える人的資源の交流にも重要な変化が生じています。2025 年時点で日本国内の外国人労働者数は過去最高の 257 万人 (全労働者の約 4%) を突破し、その中でベトナム人が最大となっています。深刻化する日本の労働力不足に対応しつつ、より国際標準に合致した労働環境を提供するため、日本政府は従来の「技能実習制度 (Technical Intern Training Program)」を廃止し、2027 年 4 月までに新たな「育成就労制度 (Employment for Skill Development Program)」へと完全に移行する方針を固めています。この新制度と「特定技能 (Specified Skilled Worker)」プログラムを組み合わせることで、最大 123 万人の外国人労働者の受け入れを目指しており、ベトナムにおける人材の育成と還流 (サーキュラー・マイグレーション) は、両国人材の更なる交流が期待されます。

9. まとめ

(1) 新投資法への対応

新投資法は、「ERC の先行取得」による財務・オペレーション両面での実務的メリットや、「グリーンレーン制度」による手続の迅速化等、日本企業のベトナムでの事業運営に大きな影響をもたらします。そのため、これらのメリットを最大限に活用するために、新投資法の検討及び社内制度の見直しが望まれます。

(2) ESG・データプライバシーに関する「域外適用」リスクへの対応

欧州 CSDDD に端を発するサプライチェーンの ESG 監査要求や、ベトナム新化学物質法における GHS の完全義務化、さらに最高で売上高の 5%という巨額の制裁金リスクを伴う PDPL の執行強化を踏まえると、企業においては、これらの規制を前提とした実務対応を進めることが必要になると考えられます。特に製造業においては、下請け企業を含む現地のサプライチェーン全体を対象とした、法務・ESG デューデリジェンス、化学物質のトレーサビリティ監査、及びデータ管理体制の可視化を実施し、税関での差し止め等のオペレーショナル・ディスラプションを未然に防ぐ体制を構築することが求められます。

当事務所では、これらの法改正に合わせた具体的なアドバイスを提供しております。お気軽にご相談ください。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com



QR コードからも購読をご登録いただけます。